

東広島市監査公表第 3 号

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、東広島市長から令和 5 年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

東広島市監査委員 重 河 格
同 五 丁 和 夫
同 坂 元 百 合 子

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象部局等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
健康福祉部 障害福祉課	令和 5 年 1 1 月 6 日 (東広監委第 2 3 号)	令和 5 年 1 1 月 2 8 日 (東広障福第 5 1 0 号)

2 監査の実施期間

令和 5 年 5 月 1 1 日から令和 5 年 1 0 月 1 2 日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 健康福祉部 障害福祉課

監 査 の 結 果 (指 摘 要 望 事 項)	措 置 の 内 容
1 補助金等交付事務 補助金対象経費、実際には支出していない予備費を含めて補助金の確定をしているものがあった。 補助金交付要綱に基づき、適正な事務処理に改められたい。	予備費については、その使途について確認せず補助対象経費に含めていた。今後、補助金の確定に当たっては、交付要綱に基づき、経費の確認を適切に行うとともに、予備費や繰越金など、支出の内容を確認する必要がある場合は、今後の支出予定等を適切に確認し、補助対象経費か否かについて適切に判断していくものである。